

## 境界明示（申請 確定）関係書類一覧表

NO	提出書類	部数	様式	記載上の注意事項
1	道路境界明示申請書	1部	第1号	申請の理由は詳細に記入して下さい。
	<<添付書類>>			
2	申請者の印鑑登録証明書	1通		(原本1通・発行後3ヶ月以内のもの)法人の場合は、代表者の資格証明書及び印鑑登録証明書。
3	委任状	1部	第2号	共有者の委任、相続人の委任の場合。
			第3号	国・地方公共団体等が公共事業のため土地所有者の委任を受け申請する場合
			第4号	開発行為、公用廃止の申請で多数の土地境界明示の場合、土地所有者の一人が他の土地所有者の委任を受け申請する場合。
			第5号	代理人委任状（境界確定事務の代理）
4	申請地の土地登記簿謄本	1部		申請地及び隣接地の全部事項証明書・・・(原本1通・発行後3ヶ月以内のもの)
5	相隣地及び対側地の土地調書	1部		道路敷地に地番がある場合は、その調書も必要。
6	位置図(付近見取図)	1部		
7	現況平面図	1部		
8	公図等	1部		法務局備え付け地図の写し(字界の場合は、「合成図」作成)なお、里道・水路は着色すること。
				申請地が不明な場合は、地図訂正を必要とします。
				公図が法務局に備え付けられていない場合は、明示することが出来ません。
9	地積測量図の写し	1部		・申請地・相隣地及び対側地に関するもの。転写年月日・転写者の資格職名を記入・捺印すること。
				・申請箇所及び隣接土地全部を転写したもの(着色箇所は同様着色する)字名・地番・地目を記入
				・地積調査の実施地域については公図及び地積調査成果図面を添付。
10	境界確定書	2部	第6号	現場立会人を定め記名捺印すること。(裏面の各欄は記入しないこと)
11	境界確定図	2部		・縮尺は道路を中心とし、平面図1/250、道路断面図は1/100で平面図内に作図すること。 ・図面サイズは最大日本工業規格A列2番とし、これを超える場合は分割すること。

申請時に渡す書類(No.1・3・5・10)但し、本人が申請する場合、(No.3)は不要。

申請書添付書類(No.2・3・4・5・6・7・8・9)

確定書添付書類(No.11)

土地調書・公図及び地積測量図には調査年月日・調査者を記入し、署名捺印すること。

### <注意事項>

相続で登記未了の場合は、相続の状況がわかる資料。

<相続関係図・戸籍謄本(相続人全員)・遺産分割協議書・相続人全員の住民票及び印鑑等登録証明書を添付のこと。>

土地所有者の住所が登記簿上の住所と異なる場合は、住所沿革がわかる資料

(住民票・戸籍の附票・商業登記簿謄本等を添付のこと。)

印鑑登録証明書は、返却希望届(様式第7号)と申請時に写しがあれば原本還付します。

戸籍謄本・住民票・遺産分割協議書等は、申請時に写しがあれば原本還付します、

申請を取り下げる場合は「取下書」(様式第8号)にて申請。